十三、有限会社八洲物産および斉藤製菓株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第六号

排除命令

栃木県日光市下本町千四百五十九番地
有限会社八洲物産
右代表者 代表取締役 鈴木昭治

愛知県豊橋市下地町宮腰八十番地
斎藤製菓株式会社
右代表者 代表取締役 斎藤光夫

当委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、有限会社八洲物産および斎藤製菓株式会社は、その販売する小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、有限会社八洲物産および斎藤製菓株式会社は、小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社らが当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は包装箱の総容積の約十六・六パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、有限会社八洲物産および斎藤製菓株式会社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

有限会社八洲物産（以下「八洲物産」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の販売業を営む事業者であり、斎藤製菓株式会社（以下「斎藤製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、菓子類の製造業を営む事業者である。

八洲物産および斎藤製菓は、小売価額百円の「一口羊羹」と称する商品（別添写真参照）の内容及び容器包装について協議のうえ、昭年四十一年十月頃から斎藤製菓がこれを製造したうえ、製造元斎藤製菓株式会社、発売元八洲物産と標示し、八洲物産がこれを栃木、埼玉、茨城の各県の地域に販売している。

当該商品は、羊かん八個が縦二十八センチメートル、横十四センチメートル、高さ二センチメートル（総容積約七百八十四立方センチメートル）の包装箱に詰められ、一個の羊かんは、「一口羊羹」と標示した竹皮模様の紙に縦約六・五センチメートル、横五・八センチメートルの大きさにくるまれ、包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、あたかも外見からは、当該羊かんが包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、幅〇・九センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、厚さ〇・四センチメートルの段ボール紙とうすいボール紙であげ底されており、その上に羊かん八個が詰められている。その羊かん一個は、縦五・五センチメートル、横三・三センチメートル、厚さ〇・九センチメートル（体積約十六・三立方センチメートル）であるが、これが銀紙と紙を貼り合わせた包装紙で包まれたうえ、縦五・五センチメートル、横三・八センチメートル、厚さ一・三センチメートル（容積約二十七・二立方センチメートル）の立方体のボール紙に入れられ、さらに竹皮模様の紙に縦約六・五センチメートル、横五・八センチメートル、厚さ約一・三センチメートルの大きさにくるまれており、結局、羊かん八個の総体積は、包装箱の全容積の約十六・六パーセントにすぎない。

よつて八洲物産および斎藤製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、八洲物産および斎藤製菓の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

